



宮 崎 県 公 報

令和6年10月28日 (月曜日) 第 556 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 64,800 円

目 次

規 則

○宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を改正する
規則…………… (会計課) 1

告 示

○保安林の指定予定 (2 件) …… (自然環境課) 2
○保安林の指定…………… (“) 2
○鳥獣保護区の更新 (14件) …… (“) 2

○鳥獣保護区特別保護地区の指定 (2 件) …… (自然環境課) 6
○特定猟具使用禁止区域 (銃) の指定 (3 件) … (“) 6
公 告
○大規模小売店舗の変更に関する届出 (5 件) … (商工政策課) 7
○土地改良区の設立認可申請の適当の決定…………… (農村整備課) 9
○土地改良区の役員の就退任の届出…………… (“) 9
○開発行為に関する工事の完了…………… (建築住宅課) 10
公安委員会規則
○宮崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規
則……………10

規 則

宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年10月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第41号

宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

第 1 条 宮崎県収入証紙条例施行規則 (昭和39年宮崎県規則第11号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
別表第 1 (第 3 条関係) 1 [略] 2 使用料及び手数料徴収条例 (平成12年宮崎県条例第 9 号) に 基づく使用料又は手数料のうち、次に掲げるもの (1)~(364) [略] (365) <u>大麻取扱者免許申請手数料</u> (365)の 2 <u>大麻草採取栽培者免許申請手数料</u> (366) <u>大麻取扱者登録変更手数料</u> (367) <u>大麻取扱者免許証再交付手数料</u> (368)~(608) [略] 3~7 [略]	別表第 1 (第 3 条関係) 1 [略] 2 使用料及び手数料徴収条例 (平成12年宮崎県条例第 9 号) に 基づく使用料又は手数料のうち、次に掲げるもの (1)~(364) [略] (365) <u>大麻草採取栽培者免許申請手数料</u> (365)の 2 <u>第 1 種大麻草採取栽培者免許申請手数料</u> (366) <u>大麻草採取栽培者登録変更手数料</u> (367) <u>大麻草採取栽培者免許証再交付手数料</u> (368)~(608) [略] 3~7 [略]

第 2 条 宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
別表第 1 (第 3 条関係) 1 [略] 2 使用料及び手数料徴収条例 (平成12年宮崎県条例第 9 号) に 基づく使用料又は手数料のうち、次に掲げるもの (1)~(364) [略] (365) <u>大麻草採取栽培者免許申請手数料</u> (365)の 2 <u>第 1 種大麻草採取栽培者免許申請手数料</u> (366) <u>大麻草採取栽培者登録変更手数料</u> (367) <u>大麻草採取栽培者免許証再交付手数料</u> (368)~(608) [略]	別表第 1 (第 3 条関係) 1 [略] 2 使用料及び手数料徴収条例 (平成12年宮崎県条例第 9 号) に 基づく使用料又は手数料のうち、次に掲げるもの (1)~(364) [略] (365) <u>第 1 種大麻草採取栽培者免許申請手数料</u> (366) <u>第 1 種大麻草採取栽培者登録変更手数料</u> (367) <u>第 1 種大麻草採取栽培者免許証再交付手数料</u> (368)~(608) [略]

3～7 [略]

3～7 [略]

附 則

この規則は、令和6年12月12日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年3月1日から施行する。

告 示

宮崎県告示第 566号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和6年10月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 串間市大字秋山字永身取 336-2、336-10、340-4、340-7、341-18、344-2、344-3
- 2 指定の目的 水源の^{かん}涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに串間市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 567号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和6年10月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 串間市大字秋山字名頭用42-2、字井ノ久保53-1・字崩字戸 135-1（以上2字2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 水源の^{かん}涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに串間市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 568号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和6年10月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林の所在場所 日南市北郷町北河内字芋踏川1799-1、1799-8、1799-13、1801-1、1808、1809-1、1810-1、1810-3、1813-1、1813-3、1813-4、1813-17、1823-1、字黒山1879-1、1879-3、1879-4、1909、1917、1921-5、1921-6、1921-13、1927-1、1927-2、1928、1929、1931-1、1932、1934-1、1934-3、1935、1936、1940-1、1940-3、1941、1944-2、1944-7、1944-8、1944-10から1944-13まで、1944-19、1944-20、1944-28、1944-29、1944-49、1944-61、字下里山2206-3、2206-5、2206-12から2206-16まで、2206-18、2206-19、2206-22、2206-24、2206-27、2206-31、2206-33、2206-34、2206-62、2207-12、2207-13、2207-15、2207-34、2207-130、2207-132
- 2 指定の目的 水源の^{かん}涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 569号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、平成26年宮崎県告示第 589号で指定した国見ヶ丘鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

令和6年10月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 鳥獣保護区の名称

国見ヶ丘鳥獣保護区
- 2 鳥獣保護区の区域

西臼杵郡高千穂町大字押方字布平に所在する町道布平緒橋線と町道長崎竹浦線との交点を起点とし、同所から町道長崎竹浦線を東及び南西に進み県道土生高千穂線との交点に至り、同所から歩道（押方小学校通学路）を南に進み稜線との交点に至り、同所から同歩道を北西に進み県道土生高千穂線との交点に至り、同所から同県道を北東に進み町道布平緒橋線との交点に至り、同所から同町道を北に進み起点に至る線で囲まれた区域
- 3 鳥獣保護区の存続期間

令和6年11月1日から令和16年10月31日まで
- 4 鳥獣保護区の保護に関する指針

国有林を管理する森林管理署との連携を図るとともに、地元自治体や鳥獣保護管理員との協力により、鳥獣の生息環境の保全に努める。

宮崎県告示第570号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第7項ただし書の規定により、平成26年宮崎県告示第590号で指定した四季見原鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

令和6年10月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 鳥獣保護区の名称
四季見原鳥獣保護区
- 2 鳥獣保護区の区域

西臼杵郡高千穂町大字上野字親父山平の三等三角点四季見原(1367メートル)を起点とし、同所から防火帯を南西に進み、林道親父山・五ヶ所線との交点に至り、同所から同林道を南に進み防火帯との交点に至り、同所から同防火帯を南西に約300メートル進み、小谷に至り、同所から同小谷を北西に進み本谷に至り、同所から稜線を北東に進み、林道親父山・五ヶ所線との交点に至り、同所から同林道を北に進み歩道(竜ヶ岩方面への歩道)との交点に至り、同所から同林道を北西に約200メートル進み、山腹を北に約60メートル進み歩道(竜ヶ岩方面への歩道)との交点に至り、同所から同歩道を北北西に約200メートル進み小谷との交点に至り、同所から同小谷を北東に進み、林道親父山・五ヶ所線との交点に至り、同所から同林道を南東に進み宮崎県林業公社分収林と高千穂町有林との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東に進み高千穂町有林と国有林との境界線に至り、同所から同境界線を東に進み起点に至る線で囲まれた区域

- 3 鳥獣保護区の存続期間
令和6年11月1日から令和16年10月31日まで
- 4 鳥獣保護区の保護に関する指針

国有林を管理する森林管理署との連携を図るとともに、地元自治体や鳥獣保護管理員との協力により、鳥獣の生息環境の保全に努める。

宮崎県告示第571号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第7項ただし書の規定により、平成26年宮崎県告示第591号で指定した城山西階鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

令和6年10月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 鳥獣保護区の名称
城山西階鳥獣保護区
- 2 鳥獣保護区の区域

延岡市本小路と北小路を結ぶ亀井橋の中間点を起点とし、亀井通線を南に進み、大瀬川に架設してある大瀬橋の中間点に至り、同所から大瀬川上流に進み、大瀬大橋を経て大瀬川と五ヶ瀬川との分流点に至り、同所より天下橋、小峰潜水橋、松山橋を経て五ヶ瀬川を下流に進み、起点に至る線によって囲まれた区域

- 3 鳥獣保護区の存続期間
令和6年11月1日から令和16年10月31日まで
- 4 鳥獣保護区の保護に関する指針

定期的な巡視などにより鳥獣の生息状況を確認し、鳥獣の安定的な生息が図られるよう適切な管理を実施する。

宮崎県告示第572号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第7項ただし書の規定により、平成26年宮崎県告示第592号で指定した牧山鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

令和6年10月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 鳥獣保護区の名称
牧山鳥獣保護区
- 2 鳥獣保護区の区域

門川町大字庵川の新開橋を起点とし、県道遠見半島線を北東に進み、延岡市と門川町の境界に至り、同所より境界を東に進み、麦バエの突端に至り、同所から洋上の松バエの東端から枇榔島の東端を結ぶ線を南下し、途中より洋上を中バエの東沖方向に進み、同所から枇榔島と乙島を結ぶ洋上線に南下し、同所から乙島南端に至り、同所から門川町文化会館に至り、同所から起点に至る線で囲まれた区域

- 3 鳥獣保護区の存続期間
令和6年11月1日から令和16年10月31日まで
- 4 鳥獣保護区の保護に関する指針

国設枇榔島鳥獣保護区と一体的に希少な鳥類の集団繁殖地として永続できるよう門川町や研究者等との連絡調整を図りながら、定期的な巡視を実施し、鳥獣の安定的な生息が図られるよう適切な管理を実施する。

宮崎県告示第573号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第7項ただし書の規定により、平成26年宮崎県告示第593号で指定したスタノ尾鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

令和6年10月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 鳥獣保護区の名称
スタノ尾鳥獣保護区
- 2 鳥獣保護区の区域

美郷町西郷山三ヶ字鼓原の作業路三本松線と作業路黒沢線との交点を起点とし、同所より作業路黒沢線を南南東に進み、作業路鼓原線との交点と作業路中尾2号線との交点を通過し中尾5号線との交点に至り、同作業路を東に進み作業路中尾山線との交点に至り、同所より同作業路を南東に進み作業路水羽子谷2号線との交点に至り、同所より山三ヶと小原の境の稜線を大久保山の山頂(763.9m)へ向けて約850m南下し57林班と58林班と65林班の交点(839.8m)に至り、同所より57林班と58林班の林班境の稜線を南東に進み作業路小豆野線との交点に至り、同作業路を東北東に進み普通林道笹陰線との交点に至り、同林道を東に進み広域基幹林道小原山神線との交点(4差路)に至り、同林道を東に進み作業路すだの尾1号線との交点に至り、同作業路を東北東に進み日陰山の稜線との交点に至り、同稜線を南南西に進み美郷町南郷との境と稜線の交点に至り、同所より美郷町西郷境を西北西に進み小豆野山(三角点)を通過し広域基幹林道小原山神線との交点に至り、同林道を西に進み美郷町西郷境との交点に至り、同所より美郷町西郷境を西に進み再び広域基幹林道小原山神線との交点に至り、同林道を西に進み作業路三本松線との交点に至り、同所から同作業路を北に進み起点に結ぶ線で囲まれた区域

- 3 鳥獣保護区の存続期間

令和6年11月1日から令和16年10月31日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

定期的な巡視などにより鳥獣の生息状況を確認し、鳥獣の安定的な生息が図られるよう適切な管理を実施する。

宮崎県告示第 574号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、平成26年宮崎県告示第 594号で指定した尾鈴山鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

令和6年10月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 鳥獣保護区の名称

尾鈴山鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

児湯郡木城町所在の西都児湯森林管理署尾鈴国有林 201林班から 213林班まで、216林班及び 217林班の区域、同郡都農町所在の西都児湯森林管理署川北尾鈴国有林1027林班から1037林班までの区域、日向市東郷町所管の宮崎北部森林管理署倉谷国有林66林班、葛龍内国有林67林班、68林班、69林班、大内国有林70林班から72林班まで及び75林班の区域並びに以上の区域に囲まれて所在する尾鈴神社所有林の全域

3 鳥獣保護区の存続期間

令和6年11月1日から令和16年10月31日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

制札の設置及び定期的な巡視の実施等により、鳥獣の生息環境の保持に努め、鳥獣の生息に影響ない範囲で自然観察等の場としての活用を図る。

宮崎県告示第 575号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、平成26年宮崎県告示第 595号で指定した一ツ瀬鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

令和6年10月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 鳥獣保護区の名称

一ツ瀬鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

西都市大字中尾に架設されている一ツ瀬ダム左岸と国道 219号との交点を起点とし、同国道を西に進み、中尾トンネル入口と旧国道 219号の交点に至り、同所から旧国道を北西に進み、国道 219号との交点に至り、同所より同国道を北西に進み、米良大橋南詰と林道下相見線との交点に至り、同所から同林道を北東に進み、国道 219号との交点に至り、同所から同国道を南西に進み、林道仁之渡線との交点に至り、同所から同林道を南東に進み、村道仁之渡線との接点に至り、同所から同村道を北西に進み、山の戸トンネル出口に至り、同所から国道 219号を南西に進み、米良稲荷橋北詰と村道野地線との交点に至り、同所から同村道を西に進み、横野大橋北詰に至り、同所から横野大橋を渡り、国道 219号を東に進み、横野トンネル入口と旧国道 219号との交点に至り、同所から旧国道を北東に進み、横野トンネル出口に至り、同所から国道 219号を東に進み、米良稲荷橋南詰と村道児原線との交点に至り、同所から同村道を北東に進み、村道磯石線との交点に至り、同所から同村道を北東に進み、米良湖右岸との接点に至り、同所から米良湖右岸を北東に進み、西米良村境を越え、国有林林道一ツ瀬線との接点に至り、同所から同林道を北東に進み、一ツ瀬ダム右岸に至り、同所から起点に至る線で囲まれた区域

り、同所から同村道を北東に進み、米良湖右岸との接点に至り、同所から米良湖右岸を北東に進み、西米良村境を越え、国有林林道一ツ瀬線との接点に至り、同所から同林道を北東に進み、一ツ瀬ダム右岸に至り、同所から起点に至る線で囲まれた区域

3 鳥獣保護区の存続期間

令和6年11月1日から令和16年10月31日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

制札の設置及び定期的な巡視の実施等により、鳥獣の生息状況を確認するとともに、鳥獣の安定的な生息が図られるよう適切な管理を実施する。

宮崎県告示第 576号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、平成26年宮崎県告示第 596号で指定した高岡小学校鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

令和6年10月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 鳥獣保護区の名称

高岡小学校鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

宮崎市立高岡小学校に隣接する高岡護国神社の鳥居を起点とし、同所より同神社山林の際を東に45m進み、同所より同神社山林の際を北に 150m進み国道10号線との境界に至り、同所より同国道との境界を西に80m進み同神社山林の際に至り、同所より同神社山林の際を南に 130m進み高岡小学校校舎裏に至り、同所より東に45m進み起点に至る線で囲まれた区域

3 鳥獣保護区の存続期間

令和6年11月1日から令和16年10月31日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

当該区域は、高岡護国神社有地であり、小学校及び住宅地と隣接していることから、引き続き関係機関等と連携を図りながら、鳥獣の生育環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

宮崎県告示第 577号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、平成26年宮崎県告示第 599号で指定した花立鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

令和6年10月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 鳥獣保護区の名称

花立鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

日南市北郷町郷之原字上郷之原えん堤右岸部を起点とし、同所から市道谷之城上郷線を西に 150m進み、県道日南高岡線との交点に至り、同所から同県道に沿って西に進み、同所から広渡川左岸に渡り、鍋山谷に沿って北東に進み、日南市有林の南端に至り、同所から同市有林の西側の境界線に沿って北に進み、通称花立山三角点（489m）に至り、同所から右折して国有林との境界線を下り、清水川を経て県道猪八重線との交点に至り、同所から尾根に沿って南に進み、市道花立高原線との交点に至り、同市道を南に下り市道花立1号線との分岐点から起点を結ぶ線で囲まれた区域

3 鳥獣保護区の存続期間

令和6年11月1日から令和16年10月31日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

日南市や鳥獣保護員と連絡調整を図りながら、定期的に巡視活動等を実施し、鳥獣の生息環境保全に努める。

宮崎県告示第 578号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、平成26年宮崎県告示第 600号で指定した鶴戸鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

令和6年10月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 鳥獣保護区の名称

鶴戸鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

日南市大字宮浦に所在する市道鶴戸線と市道鶴戸参宮線との交点を起点とし、同所から真南の汀線に至り、同所を東に汀線に沿って進み、鶴戸崎を経て国道 220号新鶴戸トンネル北口から 270 m北の汀線に至り、同所から国道を隔てて真西の作業道に至り、同所から市道鍋谷吹毛井線を道なりに進み、市道鍋谷吹毛井線と県道鶴戸神宮線の接点（県道鶴戸神宮線の鶴戸隧道南口から同県道を南に50メートル進んだ地点）に至り、同所から同県道を南に進み、市道鶴戸線を経て起点に至る線で囲まれた区域

3 鳥獣保護区の存続期間

令和6年11月1日から令和16年10月31日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

日南市や鳥獣保護員と連絡調整を図りながら、定期的に巡視活動等を実施し、鳥獣の生息環境保全に努める。

宮崎県告示第 579号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、平成26年宮崎県告示第 601号で指定した狼が鼻鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

令和6年10月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 鳥獣保護区の名称

狼が鼻鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

日南市南郷町中村の虚空蔵山入口を起点として、海中を南西に一直線に進み、国道 220号と県道目井津港線の交差点に至り、同県道を南西に進み、市道西町線との接点に至り、同市道を西に進み市道梅ノ木線を経て国道 220号に合流し、同国道をJR南郷駅に向けて進み、同駅前の国道 448号との交差点を南東に進み、市道栄松1号線から栄松港を経て汀線に沿って観音崎に至る線以東の地域並びにその沿岸の小島全部の区域

3 鳥獣保護区の存続期間

令和6年11月1日から令和16年10月31日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

日南市や鳥獣保護員と連絡調整を図りながら、定期的に巡視活動等を実施し、鳥獣の生息環境保全に努める。

宮崎県告示第 580号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、平成26年宮崎県告示第 602号で指定した築島鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

令和6年10月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 鳥獣保護区の名称

築島鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

串間市大字市木に所在する築島、幸島、鳥島の三離島（各島とも大干潮時における周囲 300mの海上を含む）、市木川以南の国有保安林（小ヶ崎国有林2082はの一部とは1、堀田国有林に、ほ、へ）及び石波地区から南に通じている国道 448号と海岸の間にはさまれた民有地の区域

3 鳥獣保護区の存続期間

令和6年11月1日から令和16年10月31日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

串間市や鳥獣保護員、また幸島サルの研究機関等と連絡調整を図りながら、定期的に巡視活動等を実施し、鳥獣の生息環境保全に努める。

宮崎県告示第 581号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、平成26年宮崎県告示第 603号で指定した本城鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

令和6年10月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 鳥獣保護区の名称

本城鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

串間市吾社本城神社前国道 448号を起点として、同国道沿いを北西に進み、本城忠霊塔に至り、同所西側の林道を北東に 650m進み谷に至り、そこから谷に沿い 460m南東に進み字宮の谷に至り、字宮の谷から宮の谷川に沿い南に進み、国道 448号に至り、同国道を西に進み起点に至る線で囲まれた区域

3 鳥獣保護区の存続期間

令和6年11月1日から令和16年10月31日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

串間市や鳥獣保護員と連絡調整を図りながら、定期的に巡視活動等を実施し、鳥獣の生息環境保全に努める。

宮崎県告示第 582号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、平成26年宮崎県告示第 604号で指定した西方鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

令和6年10月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 鳥獣保護区の名称

西方鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

県道一氏西方線と市道上町鍛冶屋線の交差点を起点とし、市道上町鍛冶屋線を南に進み市道松清上小路線との交差点に至り、同

箇所から市道松清上小路線を松尾集落に沿って進み市道仲町西小路線との交差点に至り、同箇所から市道仲町西小路線を西に進み県道今別府串間線との交差点に至り、同箇所から県道今別府串間線を西に進み市道七ツ橋大平線（通称：広域農道黒潮ロード）との交差点に至り、同箇所から市道七ツ橋大平線を北に進み市道徳間穂佐ヶ原線との交差点に至り、市道徳間穂佐ヶ原線を東に進み県道一氏西方線との交差点に至り、同箇所から県道一氏西方線を南に進み、起点に至る線で囲まれた区域

3 鳥獣保護区の存続期間

令和6年11月1日から令和16年10月31日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

串間市や鳥獣保護員と連絡調整を図りながら、定期的に巡視活動等を実施し、鳥獣の生息環境保全に努める。

宮崎県告示第 583号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により、特別保護地区を次のとおり指定した。

令和6年10月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 特別保護地区の名称

尾鈴山鳥獣保護区特別保護地区

2 特別保護地区の区域

児湯郡木城町所在の西都児湯森林管理署尾鈴国有林 201林班ち小班、211林班へ小班、212林班ぬ小班、イ小班、216林班り小班、ち小班及びち1小班的区域並びに同郡都農町所在の西都児湯森林管理署川北尾鈴国有林1031林班と小班及び1032林班り小班的区域並びに以上の区域に囲まれて所在する尾鈴神社所有林の全域

3 特別保護地区の存続期間

令和6年11月1日から令和16年10月31日まで

4 特別保護地区の保護に関する指針

制札の設置及び定期的な巡視の実施等により、鳥獣の生息環境の保持に努め、鳥獣の生息に影響ない範囲で自然観察等の場としての活用を図る。

宮崎県告示第 584号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により、特別保護地区を次のとおり指定した。

令和6年10月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 特別保護地区の名称

築島鳥獣保護区特別保護地区

2 特別保護地区の区域

串間市大字市木に所在する幸島全域

3 特別保護地区の存続期間

令和6年11月1日から令和16年10月31日まで

4 特別保護地区の保護に関する指針

地元自治体や幸島サルの研究機関等との協力により、鳥獣の生息環境の保全を図る。

宮崎県告示第 585号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、特定猟具使用禁止区域（銃）を次のとおり指定した。

令和6年10月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 特定猟具使用禁止区域（銃）の名称

茶臼原特定猟具使用禁止区域（銃）

2 特定猟具使用禁止区域（銃）の区域

西都市大字茶臼原に所在する県道 313号線（杉安高鍋線）と市道黒坂木城線の交点を起点とし、同所から同市道を北東に進み、木城町との市町境に至り、同所から同境を東に進み、県道 312号線（木城西都線）との交差点に至り、同所から同県道を南に進み、県道 313号線との交差点に至り、同所から同県道を西に進み、起点に至る線で囲まれた区域

3 特定猟具使用禁止区域（銃）の存続期間

令和6年11月1日から令和16年10月31日まで

宮崎県告示第 586号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、特定猟具使用禁止区域（銃）を次のとおり指定した。

令和6年10月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 特定猟具使用禁止区域（銃）の名称

沖水特定猟具使用禁止区域（銃）

2 特定猟具使用禁止区域（銃）の区域

都城市都島町に所在する県道都城霧島公園線と市道西之前通線との交点を起点とし、同所から同市道を北に進み市道鷹尾 392号との交点に至り、同所から同市道を北に進み市道西墓地東通線との交点に至り、同所から同市道を北に進み市道志比田41号との交点に至り、同所から同市道を東に進み県道御池都城線との交点に至り、同所から同県道を北に進み県道財部庄内安久線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み市道金田通線との交点に至り、同所から同市道を南に進み市道西之前通線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み市道宮丸 542号線との交点に至り、同所から同市道を南に進み市道松元 562号との交点に至り、同所から同市道を南西に進み市道西新町14号との交点に至り、同所から同市道を南に進み市道西町松元 559号との交点に至り、同所から同市道を南に進み県道都城霧島公園線との交点に至り、同所から同県道を西に進み起点に至る線で囲まれた区域

3 特定猟具使用禁止区域（銃）の存続期間

令和6年11月1日から令和16年10月31日まで

宮崎県告示第 587号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、特定猟具使用禁止区域（銃）を次のとおり指定した。

令和6年10月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 特定猟具使用禁止区域（銃）の名称

観音瀬特定猟具使用禁止区域（銃）

2 特定猟具使用禁止区域（銃）の区域

都城市高城町有水に所在する市道オガラキ・宇野線と田辺国有林作業道との交点を起点とし、同所より西へ進み観音瀬に至り、

同所から旧高城町と旧高崎町の境を北に進み田辺川との交点に至り、同所から田辺川を東に進み市道田辺孫次郎線との交点に至り、同所から市道田辺孫次郎線を東に進み宇野橋に至り、同所から国有林と民有林の境を西に進み農地に至り、同所から農地と山林の境を南東に進み三角点に至り、同所から高压送電線を南西に進み市道オガラキ・宇都線を西に進み起点に至るまでの線で囲まれた区域

3 特定猟具使用禁止区域（銃）の存続期間

令和6年11月1日から令和16年10月31日まで

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

令和6年10月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

フェニックスガーデンうきのじょう

宮崎市柳丸町 150、151の一部、152の一部、163-1、163-2、165、166、167、168-1の一部

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

NTT・TCリース株式会社 代表取締役 成瀬明弘
東京都港区港南1丁目2番70号

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）イオン九州株式会社 代表取締役 柴田祐司
福岡県福岡市博多区博多駅南2丁目9番11号
株式会社マックハウス 代表取締役 舟橋浩司
東京都杉並区梅里1丁目7番7号
外8者

（変更後）イオン九州株式会社 代表取締役 中川伊正
福岡県福岡市博多区博多駅南2丁目9番11号
株式会社マックハウス 代表取締役 石野孝司
東京都杉並区梅里1丁目7番7号
外8者

4 変更の年月日

令和6年5月24日（イオン九州株式会社）
令和6年5月22日（株式会社マックハウス）

5 変更する理由

代表者変更のため

6 届出年月日

令和6年10月18日

7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

令和6年10月28日から令和7年2月28日まで

8 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商工政策課

(2) 期間

令和6年10月28日から令和7年2月28日まで

9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

令和6年10月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

MEGAドン・キホーテ延岡店
延岡市塩浜町1丁目1532番地1

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

NTT・TCリース株式会社 代表取締役 成瀬明弘
東京都港区港南1丁目2番70号

3 変更した事項

大規模小売店舗の名称
（変更前）延岡市塩浜町ドン・キホーテ
（変更後）MEGAドン・キホーテ延岡店

4 変更の年月日

令和6年4月1日

5 変更する理由

店舗名称を変更したため

6 届出年月日

令和6年10月18日

7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

令和6年10月28日から令和7年2月28日まで

8 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商工政策課

(2) 期間

令和6年10月28日から令和7年2月28日まで

9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに

に、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

令和6年10月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス川原崎店・小川商店
延岡市川原崎町 257 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
三井住友ファイナンス&リース株式会社 代表取締役 橋正喜
東京都千代田区丸の内1丁目3番2号
大和ハウスリアルティマネジメント株式会社 代表取締役 伊藤光博
東京都千代田区神田三崎町3丁目3番21号
- 3 変更した事項
大規模小売店舗の設置者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 三井住友ファイナンス&リース株式会社 代表取締役 橋正喜
東京都千代田区丸の内1丁目3番2号
大和ハウスリアルティマネジメント株式会社 代表取締役 伊藤光博
東京都千代田区飯田橋2丁目18番2号
(変更後) 三井住友ファイナンス&リース株式会社 代表取締役 橋正喜
東京都千代田区丸の内1丁目3番2号
大和ハウスリアルティマネジメント株式会社 代表取締役 伊藤光博
東京都千代田区神田三崎町3丁目3番21号
- 4 変更の年月日
令和6年3月13日
- 5 変更する理由
住所変更のため
- 6 届出年月日
令和6年10月18日
- 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
(1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
(2) 期間
令和6年10月28日から令和7年2月28日まで
- 8 意見書の提出先及び期間
(1) 提出先
宮崎県商工観光労働部商工政策課
(2) 期間

令和6年10月28日から令和7年2月28日まで

9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

令和6年10月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ベスト電器宮崎日南店
日南市瀬貝2丁目6番1 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
オリックス株式会社 代表執行役 井上亮
東京都港区浜松町2丁目4番1号
- 3 変更した事項
大規模小売店舗の名称
(変更前) ベスト電器B・B N e w日南店
(変更後) ベスト電器宮崎日南店
- 4 変更の年月日
令和6年4月1日
- 5 変更する理由
店舗名称を変更したため
- 6 届出年月日
令和6年10月18日
- 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
(1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
(2) 期間
令和6年10月28日から令和7年2月28日まで
- 8 意見書の提出先及び期間
(1) 提出先
宮崎県商工観光労働部商工政策課
(2) 期間
令和6年10月28日から令和7年2月28日まで
- 9 意見書の記載事項
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

令和6年10月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーセンタートライアル新富店
児湯郡新富町大字上富田字井ノ木田3234番1 他17筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 織田寛明
東京都千代田区麹町5丁目1番地1

- 3 変更した事項

大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) スーパーセンタートライアル新富店

児湯郡新富町大字上富田字井ノ木田3234番1 他16筆

(変更後) スーパーセンタートライアル新富店

児湯郡新富町大字上富田字井ノ木田3234番1 他17筆

- 4 変更の年月日

令和6年3月29日

- 5 変更する理由

店舗所在地を変更したため

- 6 届出年月日

令和6年10月18日

- 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

- (1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

- (2) 期間

令和6年10月28日から令和7年2月28日まで

- 8 意見書の提出先及び期間

- (1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商工政策課

- (2) 期間

令和6年10月28日から令和7年2月28日まで

- 9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第8条第1項の規定により、田野町拾ヶ島・七野地区土地改良区（宮崎市）の設立認可の申請を適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和6年10月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 縦覧に供する書類

決定に係る土地改良事業計画書及び定款の写し

- 2 縦覧期間

令和6年10月28日から令和6年11月26日まで

- 3 縦覧場所

宮崎市田野総合支所農林建設課内

- 4 その他

決定に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して異議の申出をすることができる。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、押方土地改良区（高千穂町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和6年10月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 就任した役員

役名	氏名	住所
理事	奈須祐雄	西臼杵郡高千穂町大字押方1071番地
理事	興梶和義	西臼杵郡高千穂町大字押方895番地
理事	奈須信人	西臼杵郡高千穂町大字押方1040番地
理事	甲斐久美夫	西臼杵郡高千穂町大字押方407番地
理事	戸高章司	西臼杵郡高千穂町大字押方535番地2
理事	押方祐二	西臼杵郡高千穂町大字押方1064番地
理事	後藤秀満	西臼杵郡高千穂町大字押方769番地
監事	甲斐正利	西臼杵郡高千穂町大字押方377番地
監事	甲斐英夫	西臼杵郡高千穂町大字押方862番地1

（任期：令和9年9月30日まで）

- 2 退任した役員

役名	氏名	住所
理事	奈須祐雄	西臼杵郡高千穂町大字押方1071番地
理事	興梶和義	西臼杵郡高千穂町大字押方895番地

理 事	戸 高 章 司	西臼杵郡高千穂町大字押方 535番地 2	監 事	甲 斐 英 夫	西臼杵郡高千穂町大字押方 862番地 1				
理 事	後 藤 秀 満	西臼杵郡高千穂町大字押方 769番地	<p>都市計画法（昭和43年法律第 100号）第29条第 1 項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は完了した。</p> <p>令和 6 年10月28日</p> <p style="text-align: right;">宮崎県知事 河 野 俊 嗣</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">開発区域又は工区に含まれる地域の名称</td> <td style="width: 50%;">開発許可を受けた者の住所及び名称</td> </tr> <tr> <td>日南市南郷町南町 5 番 3、8 番 1、8 番 2、8 番 3、8 番 1 地先道の一部</td> <td>日南市中央通 1 丁目 1 番地 1 日南市</td> </tr> </table>			開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び名称	日南市南郷町南町 5 番 3、8 番 1、8 番 2、8 番 3、8 番 1 地先道の一部	日南市中央通 1 丁目 1 番地 1 日南市
開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び名称								
日南市南郷町南町 5 番 3、8 番 1、8 番 2、8 番 3、8 番 1 地先道の一部	日南市中央通 1 丁目 1 番地 1 日南市								
理 事	奈 須 信 人	西臼杵郡高千穂町大字押方1040番地							
理 事	甲 斐 久美夫	西臼杵郡高千穂町大字押方 407番地							
理 事	押 方 祐 二	西臼杵郡高千穂町大字押方1064番地							
監 事	甲 斐 正 利	西臼杵郡高千穂町大字押方 377番地							

公安委員会規則

宮崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和 6 年10月28日

宮崎県公安委員会委員長 島 津 久 友

宮崎県公安委員会規則第10号

宮崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

宮崎県道路交通法施行細則（昭和35年宮崎県公安委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（運転者の遵守事項）</p> <p>第12条 法第71条第 6 号の規定により、車両等の運転者が遵守しなければならない事項は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>（1）～（4） 〔略〕</p> <p>（5） <u>自転車</u>を運転するときは、携帯電話用装置を手で保持して通話し、若しくは操作し、又は画像表示用装置に表示された画像を注視しないこと。</p> <p>（6）～（13） 〔略〕</p>	<p>（運転者の遵守事項）</p> <p>第12条 法第71条第 6 号の規定により、車両等の運転者が遵守しなければならない事項は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>（1）～（4） 〔略〕</p> <p>（5）～（12） 〔略〕</p>

別記様式第 9 号及び別記様式第 9 号の 2 を次のように改める。

様式第 9 号 (第 13 条関係)

整理番号						
<h3>安全運転管理者に関する届出書</h3> <p>宮崎県公安委員会 殿</p> <p>安全運転管理者を選任、解任 届出事項を変更</p> <p><input type="checkbox"/> ①法人の名称・代表者の氏名等 <input type="checkbox"/> ②使用の本拠 <input type="checkbox"/> ③自動車台数 <input type="checkbox"/> ④運転者数</p> <p style="text-align: right;">} したのでお届けします。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>① 届出者の氏名又は法人の 名称及び代表者の氏名</p> <p>〒</p> <p>住 所 (電話 局 番) (FAX 局 番)</p>						
② 選任年月日	年 月 日					
③ 安全運転 管理者氏名	(ふりがな)					
④ 資格要件	生年月日 (年齢) 年 月 日 (歳)					
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">運転の管理経験</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">3. 公安委員会の 認 定</td> </tr> <tr> <td>1. 2年以上</td> <td>2. 公安委員会の 教習修了者で 1年以上</td> </tr> </table>	運転の管理経験		3. 公安委員会の 認 定	1. 2年以上	2. 公安委員会の 教習修了者で 1年以上
	運転の管理経験		3. 公安委員会の 認 定			
1. 2年以上	2. 公安委員会の 教習修了者で 1年以上					
⑤ 職務上の地位						
⑥ 安全運転管 理者が運転 免許をもっ ている場合	免許の種類					
	免許年月日					
	免許番号					
	交付年月日					
	交付公安委員会					
⑦ 安全運転管 理者の勤務 の態様	勤 務 日勤 隔日 その他 ()					
	副安全運転管理者の有無					

⑧ 略歴	勤 務 期 間					勤 務 所 名					職 名					
	自 至															
	自 至															
⑨ 使用の本拠	名 称															
	位 置															
	業 種 別										1. 官公署 2. 公社公団等 3. 農業 4. 林業 5. 漁業 6. 鉱業 7. 建設業 8. 製造業 9. 卸小売業 10. 不動産業 11. 金融保険業 12. 運輸業 13. 電気・ガス業 14. 通信業 15. サービス業 16. その他					
⑩ 自動車の台数・運転者数 使用の本拠における	乗 用					貨 物					大型特殊	小型特殊	大型二輪	普通二輪	計	
	大型	中型	準中型	普通	軽	大型	中型	準中型	普通	軽						
						()	()	()	()	()						
	⑪ 運転者数	免許種別	大 型		中 型		準中型		普 通		大 特		大自二	普自二	小 特	計
			一 種	二 種	一 種	二 種	一 種	一 種	二 種	一 種	二 種					
	専従															
	予備															
	⑫ 解任事由等	解 任 年 月 日					年 月 日									
		前安全運転管理者氏名														
		解 任 事 由	1. 死 亡 2. 退 職 3. 転 任 4. 解任命令 5. その他 ()													
※変更事項の詳細（届出事項を変更した場合）																

※ 届出書記載時の留意事項

- (1) 大型自動二輪車及び普通自動二輪車は、実数を計上すること。
- (2) () 内には、ダンプカー台数を内数として記入すること。
- (3) [※変更事項の詳細] 欄は前代表者の氏名等、変更内容が分かるよう記入すること。

様式第 9 号の 2 (第 13 条関係)

整理番号			
副安全運転管理者に関する届出書			
宮崎県公安委員会 殿			
副安全運転管理者を選任、解任 届出事項を変更		} したのでお届けします。	
<input type="checkbox"/> ①法人の名称・代表者の氏名等 <input type="checkbox"/> ⑨使用の本拠 <input type="checkbox"/> ⑩自動車台数 <input type="checkbox"/> ⑪運転者数			
年 月 日			
① 届出者の氏名又は法人の 名称及び代表者の氏名			
〒 住 所		(電話 局 番) (FAX 局 番)	
② 選任年月日	年 月 日		
③ 副安全運転 管理者氏名	(ふりがな)		
④ 資格要件	生年月日 (年齢)	年 月 日 (歳)	
	1. 運転の管理 経験1年以上	2. 運転経験 期間3年以上	3. 公安委員会 の 認 定
⑤ 職務上の地位			
⑥ 副安全運転管 理者が運転免 許をもってい る場合	免許の種類		
	免許年月日	・	・
	免許番号		
	交付年月日	年 月 日	
	交付公安委員会	県公安委員会	
⑦ 副安全運転管 理者の勤務 の様態	勤 務	日勤 隔日 その他 ()	
	補助者の有無	あり(名) なし	

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和6年11月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則（以下「改正前の規則」という。）の規定によりされている申請、届出その他の行為は、この規則による改正後の規則の相当規定によりされた申請、届出その他の行為とみなす。

4 この規則の施行の際現に存する改正前の規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

--	--